

施設の区分と公害防止管理者等に必要な資格との関係

公害防止管理者等の種類	施設の区分		資格要件 ※()内の有資格者でも選任することができます。	
	施設	能力・規模等		
公害防止管理者	①ばい煙発生施設	大気関係有害物質発生施設 ^{※1}	排出ガス量 ^{※2} が1時間あたり40,000Nm ³ 以上の特定工場に設置されるもの	大気関係第1種
			排出ガス量が1時間あたり40,000Nm ³ 未満の特定工場に設置されるもの	大気関係第2種(第1種)
		上記以外のばい煙発生施設 ^{※3}	排出ガス量が1時間あたり40,000Nm ³ 以上の特定工場に設置されるもの	大気関係第3種(第1種)
			排出ガス量が1時間あたり10,000Nm ³ 以上40,000Nm ³ 未満の特定工場に設置されるもの	大気関係第4種(第1種～第3種)
	②特定粉じん(石綿)発生施設		大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる施設	特定粉じん関係(大気関係第1種～第4種)
	③一般粉じん(石綿以外のもの)発生施設		大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる施設	一般粉じん関係(特定粉じん関係)(大気関係第1種～第4種)
	④汚水等排出施設	水質関係有害物質排出施設 ^{※4}	排出水量 ^{※5} が1日あたり10,000m ³ 以上の特定工場に設置されるもの	水質関係第1種
			排出水量が1日あたり10,000m ³ 未満または特定地下浸透水を浸透させている特定工場に設置されるもの	水質関係第2種(第1種)
		上記以外の汚水等排出施設 ^{※6}	排出水量が1日あたり10,000m ³ 以上の特定工場に設置されるもの	水質関係第3種(第1種)
			排出水量が1日あたり1,000m ³ 以上10,000m ³ 未満の特定工場に設置されるもの	水質関係第4種(第1種～第3種)
	⑤騒音発生施設 ^{※7}	機械プレス	呼び加圧能力が980kN以上のもの	騒音・振動関係(騒音関係 ^{※8})
		鍛造機	落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る	
	⑥振動発生施設 ^{※7}	液圧プレス	呼び加圧能力が2,941kN以上のもの	騒音・振動関係(振動関係 ^{※8})
		機械プレス	呼び加圧能力が980kN以上のもの	
鍛造機		落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る		
⑦ダイオキシン類発生施設		ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の第1号から第4号または別表第2の第1号から第14号に掲げる施設	ダイオキシン類関係	
公害防止主任管理者	一定規模以上の特定工場	ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されている特定工場で、排出ガス量が40,000Nm ³ 以上かつ排出水量が10,000m ³ 以上の工場	公害防止主任管理者(大気関係第3種(第1種)かつ水質関係第3種(第1種))	
公害防止統括者	特定工場	常時使用する従業員の数が21人以上である事業者が設置する特定工場	なし	

※1… 大気関係有害物質発生施設は、大気汚染防止法施行令別表第1の9の項(硫化カドミウム・炭酸カドミウム・ほたる石・珪弗化ナトリウムまたは酸化鉛を原料として使用するガラスまたはガラス製品の製造の用に供するものに限る)または14～26の項で掲げる施設を示します。

※2… 排出ガス量は、個々のばい煙発生施設の最大排出ガス量(湿りガス)の合計を示します。

※3… ばい煙発生施設は、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる施設(廃棄物焼却炉を除く)を示します。

※4… 水質関係有害物質排出施設は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第1に掲げる施設を示します。

※5… 排出水量は、特定工場から公共用水域に排出される平均的な排出水の量を示します。

※6… 汚水等排出施設は、水質汚濁防止法施行令別表第1の第2号から第59号、第61号から第63号、第63号の3、第64号、第65号から第66号の2、第71号の5及び第71号の6に掲げる施設を示します。

※7… 騒音規制法、振動規制法の規定により指定された地域内の工場に設置されているものに限りです。

※8… 平成17年度以前の資格です。